

議案第 13 号

令和 7 年度伊賀市島ヶ原財産区特別会計予算

令和 7 年度伊賀市の島ヶ原財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30, 523 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 000 千円と定める。

令和 7 年 2 月 25 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		30,379
	1 財産運用収入	30,379
2 繰越金		100
	1 繰越金	100
3 諸収入		44
	1 預金利子	44
歳 入 合 計		30,523

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		17,406
	1 総務管理費	17,406
2 財産費		13,007
	1 財産造成費	13,007
3 公債費		10
	1 公債費	10
4 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		30,523